

令和 7 年度 就学援助申請要領

本市では、経済的理由により就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等の学校で必要な費用の援助を行っています。

1. 申請対象者

以下①～③をすべて満たす方

- ①摂津市立小・中学校(支援学級含む)に在籍する児童生徒の保護者
- ②生活保護を受給されていない方
- ③児童生徒と同一世帯に住民登録している世帯員の令和 6 年分所得合計額が下表以内となる方
(所得:源泉徴収票の「給与所得控除後」の金額、または確定申告書の「所得金額合計」の金額)

世帯人数	所得限度額	世帯人数	所得限度額
2 人	2, 592, 000円	5 人	3, 363, 000円
3 人	2, 849, 000円	6 人	3, 620, 000円
4 人	3, 106, 000円	7 人	3, 877, 000円

※ 世帯人数が 8 人以上の場合は、1人増加するごとに257,000 円加算

※ 給与・年金所得のある方は総所得－100,000 円(最大)の額で判定

※ 所得限度額を超える方でも、失業等により保護者(主たる生計の担い手)の収入が著しく減少した場合、認定できることがあります。

2. 一斉受付期間

令和 7 年 4 月 9 日(水)～4 月 16 日(水) (土日除く)

午前 9 時～午後 5 時 15 分(12 時～12 時 45 分除く) 16 日のみ午後 7 時まで受付

※ 申請は毎年度必要

※ 一斉受付期間後も令和 8 年 2 月末まで申請可能(申請を受理した月からの月割り支給)

3. 申請方法

以下の申請方法よりご選択のうえ、世帯ごとに申請ください。

<オンライン申請(ご来庁不要)>

QR コード遷移先の申請フォームより申請

<窓口申請>

市役所新館 6 階 601 会議室(こども政策課 奥の会議室)にて受付

一斉受付期間後は新館 6 階 こども政策課で随時受付(郵送可)

詳細はこちら



【注意事項】

- ✓ 確定申告、または市・府民税申告後に申請ください。給与所得者であっても年末調整がされていない、勤務先が市役所に報告していない場合、申告が必要となります。
- ✓ 控除対象配偶者・被扶養者で収入のある方も申告が必要となります。
- ✓ 令和 7 年1月 1 日以降に転入された方のみ、令和 7 年度(令和 6 年分)課税証明書が必要です。
※ 転入前の市区町村にて、おおむね6月以降に発行可能(控除対象配偶者・被扶養者で収入のある方も必要)。
詳細は転入前の市区町村へご確認ください。
- ✓ 所得を確認できない場合、申請を却下する場合があります。

4. 認定・否認定の決定

5月末までに申請いただいた方には、6月末頃(認否判定後)に通知書を発送いたします。6月以降に申請された方は申請月の翌月以降に発送いたします。

※ 所得申告に漏れがあった場合や修正された場合、認定を取り消すことがあります。

5. 支給費目

単位:円

	小学校	中学校	備考
学用品費・通学用品費	1年生 11,630/年	1年生 22,730/年	認定月ごとに月割り支給
	2年生～ 13,900/年	2年生～ 25,000/年	
新入学児童生徒 学用品費 (入学準備金)	小学校就学予定者 57,060/年	—	小学校入学準備金は小学校 入学前に申請が必要。 中学校入学準備金は認定済の 小学6年生に支給。
	6年生 63,000/年		
体育実技用具費	—	7,650 以内/年	柔道着等の購入費が対象
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	1,600 以内/年	2,310 以内/年	認定日以降に参加した遠足・社会 見学等の費用が対象
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	3,690 以内/年	6,210 以内/年	認定日以降に参加した林間学校・ 一泊研修等の交通費・見学科が 対象
修学旅行費	必要額	必要額	認定日以降に参加した修学旅行 の費用が対象(年1回支給)
PTA会費	3,450/年	4,260/年	PTA 加入申告をした方へ支給。 ただし、同一世帯で同じ学校に2 人以上在籍する場合は、最年長 者へのみ支給。
生徒会費	—	5,550/年	生徒ごとに支給
学校給食費	学年に応じた必要額を 学校に支給	—	
医療費	自己負担額		う歯等の学校病に限る
卒業アルバム代	必要額	必要額	卒業アルバムの購入費が対象

6. 支給時期

	対象月	支給時期
第1回	令和7年4月～7月	令和7年8月下旬
第2回	令和7年8月～11月	令和8年1月中旬
入学準備金	—	令和8年2月下旬
第3回	令和7年12月～令和8年3月	令和8年4月中旬

7. 支給方法

支給方法は「口座振替」または、「学校払い」となります。

①口座振替

保護者名義の銀行口座へ振込みます(給食費・医療援助費を除く)。

※ 認定者は申請時に記載された銀行口座を解約しないようご注意ください。

※ 保護者が学校に納入する学用品費等の諸経費に未払いが生じた場合、支払い方法を学校払いへ変更いたします。

②学校払い

就学援助費の全てを学校名義の口座へ振込み、学用品費等の諸経費に充てます。

ただし、必要な諸経費に不足があれば別途学校へのお支払いが必要となります。詳細は在籍の学校へご確認ください。

8. 医療券

学校の健康診断の結果、認定者のお子様が以下学校病と診断を受け、治療の必要がある場合は、学校に申し出て「医療券」を申請ください。初診日に健康保険情報がわかるものと「医療券」を添えて医院に提出されると、学校病にかかる医療費が無料になります。

【学校病】

トコモ・結膜炎(アレルギー性結膜炎は対象外)・白癬・疥癬・濃疱疹・中耳炎・アデノイド

慢性副鼻腔炎(急性副鼻腔炎、アレルギー性副鼻腔炎は対象外)・う歯・寄生虫(虫卵保有を含む)

※ 原則、「医療券」は認定後の発行になります。6月までに必要な場合はご相談ください。問い合わせ先は教育政策課(保育給食係)となります。

※ 学校病以外では医療券を使用できません。

9. その他

・やむをえない事由がある場合は、代理人による申請が可能です。

・虚偽その他不正な手段により申請された場合、認定を取り消し、既に支給している場合は援助費を返還いただきます。

・婚姻等により世帯状況や所得状況が変更した場合、速やかにこども政策課までご連絡ください。

10. 問い合わせ先

【就学援助全般】

摂津市教育委員会事務局 こども政策課 給付係

〒566-8555 摂津市三島1丁目1番1号 電話:06-6383-1980(直通)

【給食費・医療券の制度】

教育政策課 保健給食係 電話:06-6383-1930(直通)

